

商標

商標は評判および信用を担うものとして、特許と同様に、企業の知的財産ポートフォリオに重要です。WHDAの商標部門は、連邦法および州法の両方の下でクライアントの権利を保護します。WHDAは、出願、中間手続き、審判手続きを含む米国特許商標庁に対する手続きを取り扱います。また商標マークの使用、侵害調査に関しては、商標のみならず、ネーミング権とドメイン名、また、訴訟やライセンスのすべてを扱っております。

WHDAの商標部門は他にも、専門的な商標サーチや分析、米国での使用可能性など、技術とは別の面でIP戦略策定をサポートすることができます。また、商標の譲渡、合併、名称変更、及び住所変更などの手続きから、商標のライセンス契約等の準備まで、幅広いサービスを提供しています。

関連弁護士・弁理士

- › アレン・メルサー
- › サイモア モスコウィッツ
- › ジョージ・W. ルイス
- › 井手 久美子